

## 8. 消防教育

県消防学校の教育訓練課程と実施状況

令和2年度

教育課程	教育内容	実施回数(回)	一回期間	年間延人員(人)	
初任教育	新たに採用された消防職員及び初任教育未修了者に対し、消防全般にわたる基礎的な知識及び技術(実科訓練)等の修得並びに消防職員として必要な人格の形成を図る。	1	56日	205	
専科教育	警防科	警防業務に関する専門的な知識及び技術を修得させ、職務遂行能力の向上を図る。	中止		
	特殊災害科	特殊災害業務に関する専門的な知識及び技術を修得させ、職務遂行能力の向上を図る。	中止		
	予防査察科	予防査察業務に関する専門的な知識及び技術を修得させ、職務遂行能力の向上を図る。	中止		
	火災調査科	火災調査業務に関する専門的な知識及び技術を修得させ、職務遂行能力の向上を図る。	中止		
	救急科①	救急業務に関する専門的な知識及び技術を修得させ、職務遂行能力の向上を図る。	中止		
	救急科②	救急業務に関する専門的な知識及び技術を修得させ、職務遂行能力の向上を図る。	1	41日	173
	救助科	救助業務に関する専門的な知識及び技術を修得させ、職務遂行能力の向上を図る。	中止		
幹部教育	中級幹部科	消防業務全般にわたる高度な知識及び技術を習得させ、中級幹部たるに相応しい人材の育成を図る。	中止		
消防職員	幹部特別教育	消防に関する教育指導技法及び安全管理等の高度な知識及び技術を修得させ、教育訓練の指導者としての資質の向上を図る。	中止		
	水難救助課程	水難救助に関する専門的な知識及び技術の修得を図る。	中止		
	はしご車操作員課程	はしご車操作上の専門的な知識及び技術の修得を図る。	中止		
	特別救助隊員研修	救助業務に関し指導的立場に立つ者の、高度な知識及び技術の向上を図る。	中止		
	小型ポンプ操法指導員研修	小型ポンプ操法の知識及び技術を修得させ、訓練指導者としての指導技術の向上を図る。	中止		
	ポンプ車操法指導員研修	ポンプ車操法の知識及び技術を修得させ、訓練指導者としての指導技術の向上を図る。	中止		
	救急救命士研修	救急救命に関する最新の知識及び技術の習得を図る。	中止		
	女性活躍推進研修	女性消防吏員の職域拡大や吏員数の増加が図られている中、国の成長戦略の重要な柱として女性の活躍推進を積極的に図る。	中止		
	体力練成指導員研修	最先端の消防活動に必要なトレーニングを取り入れ、体力練成指導員として指導技術の向上を図る。	中止		
	幹部職員研修	消防に関する教育指導技法及び安全管理の高度な知識及び技術を修得させ、教育訓練の指導者としての指導技術及び教育技法等を修得する。	—	—	—
	外国人対応研修	災害現場での外国人とのファーストコンタクトでいかに相手を落ち着かせ、コミュニケーションを取るため、あらゆる手法を駆使して外国人と意思の疎通を図り、より効果的な現場活動に資する。	中止		
	航空特別応援研修	航空機との連携に係る最新の知識及び要領を習得し、実災害における対応能力の向上を図る。	中止		
	小計		2		378
消防団員	基礎教育	任用後経験期間の短い消防団員に、消防の基礎的な知識及び技術を修得させ、消防団員としての資質の向上を図る。	中止		
	専科教育 警防科	警防活動に関する専門的な知識及び技術を修得させ、消防団員としての資質の向上を図る。	中止		
	専科教育 機関科	消防車両の運行に関する専門的な知識及び技術を修得させ、消防団員としての資質の向上を図る。	中止		
	幹部教育 初級幹部科	初級幹部として必要な知識及び技術を修得させ、職務遂行能力の向上を図る。	中止		
	幹部教育 指揮幹部科(現場指揮)	大規模災害時に対応できる実戦的な教育訓練を受講させ、部隊を取りまとめる知識・技術の修得を図る。	中止		
	幹部教育 指揮幹部科(分団指揮)	大規模災害時に対応できる実戦的な教育訓練を受講させ、部隊を取りまとめる知識・技術の修得を図る。	中止		
	小型ポンプ操法指導員研修	消防ポンプ操法の高度な知識及び技術を修得させ、操法訓練指導者の資質の向上を図る。	中止		
	ポンプ車操法指導員研修	消防ポンプ操法の高度な知識及び技術を修得させ、操法訓練指導者の資質の向上を図る。	中止		
	小型ポンプ操法研修	消防ポンプ操法の知識及び技術の修得を図る。	中止		
	ポンプ車操法研修	消防ポンプ操法の知識及び技術の修得を図る。	中止		
	女性消防団員等活性化研修	県全体の女性消防団員等の活動の機会を広げ、活性化を図り、もって地域防災力の向上を図る。	中止		
	現地・受託研修	各消防団の実情に応じて実施し、消防団員の資質の向上を図る。	中止		
	小計		0		0
民間消防関係者	事業所消防・防災担当者リーダー教育	物品販売店舗、宿泊施設及び自力避難困難者収容施設の自衛消防隊のリーダー又は予定者に対し、消防の知識及び技術を修得させ、自衛消防力の強化を図る。	中止		
	企業防火・防災教育	全ての防火対象物(物品販売店舗、宿泊施設及び自力避難困難者収容施設の自衛消防隊のリーダー又は予定者を除く。)の防火防災業務に従事している者又は予定者に対し、消防の知識及び技術を修得させ、自衛消防力及び地域防災力の強化を図る。	中止		
	少年少女消防教育	小学校3年生以上を対象に、防火思想の普及啓発を図る。	中止		
	消防技術指導(自主防災リーダー等)	自主防災組織のリーダー等に対し、消防の分野に係わる知識及び技術の修得を図る。	中止		
	小計		0		0
合計		2		378	